

現行プロトコルの概要及び全国の策定状況等

令和 6 年 7 月 3 0 日

鳥取県救急搬送高度化推進協議会事務局

1 現行プロトコルの概要

「Ⅱ 蘇生を望まない救急患者の取扱いについて」

【資料 2】鳥取県救急活動プロトコル（R6.4月施行） 35 ページ

2 現行プロトコルの策定経緯

日付	内容	備考
平成 29 年 3 月 31 日	・一般社団法人日本臨床救急医学会において、「人生の最終段階にある傷病者の意思に沿った救急現場での心肺蘇生等のあり方に関する提言」【資料 3】がとりまとめられる。	
平成 29 年度	・上記提言を踏まえ、本協議会（専門委員会）で検討 →H30.2.14 開催の本協議会において、「蘇生を望まない救急搬送症例の取扱い(案)」を承認。現行プロトコルの運用開始（H30.4月～）	
令和 元年 11 月 8 日	・総務省消防庁救急企画室長より、『「平成 30 年度救急業務のあり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について（通知）』【資料 4】が発出される。 ⇒以降、本件に関する消防庁等から通知等なし。	

3 全国の策定状況

(1) 心肺蘇生を望んでいないとの意思を示された場合に何らかの対応方針を定めているか

	消防本部数	割合
定めている	504 本部	<u>69.8%</u>
定めていない	218 本部	30.2%

(2) 定めている場合、その内容について

	消防本部数	割合
家族等から傷病者本人の心肺蘇生を拒否する意思表示が伝えられた場合、医師からの指示など一定の条件のもとに、心肺蘇生を実施しない、又は中断することができる	293 本部	<u>58.1%</u>
家族等から傷病者本人の心肺蘇生を拒否する意思表示が伝えられても、心肺蘇生を実施しながら医療機関に搬送する	182 本部	36.1%
その他	29 本部	5.8%

(出典) 令和 5 年度救急業務のあり方に関する検討会報告書（R5.8.1 時点）

4 他県プロトコルの参考例

- ・【資料 5】〔埼玉西部消防局〕DNAR プロトコル（抜粋）
- ・【資料 6】〔A 消防局〕プロトコル（抜粋） ※外部公表不可